

## 高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い

### 【本則関係】

#### 1 指名停止（第1条関係）

- (1) 指名停止の事務手続きについては、土木部土木政策課において行う。
- (2) 建設工事を発注する本庁の課長及び出先機関長は、工事事故が発生した場合、土木部土木政策課長に直ちに連絡の上（出先機関長においては、主管課長を経由の上）、第1号様式による工事事故等報告書により報告する。  
なお、その後の経過についても、同様式により報告する。
- (3) 建設工事を発注する本庁の課長及び出先機関長は、有資格業者が指名停止の措置要件に該当することが明らかになった場合は、土木部土木政策課長に直ちに連絡の上、第2号様式による指名停止事項該当業者報告書により報告する。  
なお、出先機関長においては、主管課長を経由のうえ、報告する。また、措置要件に該当するか否か疑義があるときは、土木部土木政策課長と協議するものとする。
- (4) 指名停止に該当する事由の確認は、原則として公共機関によりその事由を確認することができるもの又は主要報道機関により報道された記事等によるものとする。
- (5) 測量、建設コンサルタント業務等の委託業務についても、建設工事に準じた取扱いを行う。
- (6) 要綱第1条第1項及び第2条の規定により指名停止を行うとき並びに第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときであって、指名停止期間が12月を超えるときは、必要に応じて高知県建設工事指名業者選定審査会の意見を聴くものとする。
- (7) 指名停止の措置に際し、必要に応じて関係部局長又は警察本部長の意見を聴取するものとする。
- (8) 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合は、指名停止の通知は、別途行うものとする。

#### 2 下請負人及び共同企業体に関する指名停止（第2条関係）

- (1) 共同企業体について指名停止を行う場合で、当該工事の施工方法が共同施工方式でなく、分担施工方式である等、明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる有資格業者の構成員については除くものとする。
- (2) 要綱第2条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定共同企業体は、対象としない。  
なお、平成16年4月1日から受注することができる共同企業体は、特定共同企業体に限る。

### 3 指名停止の期間の特例（第3条関係）

- (1) 指名停止措置要件に該当する複数の事案がある場合の措置期間は、当該複数事案の各措置期間の合計とする。
- (2) 短期加重措置期間の適用関係は、表－1及び表－2のとおりとする。
- (3) 短期加重措置の対象となった場合であって、要綱第4条各号のいずれかに該当することとなったときは、短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うものとする。
- (4) 指名停止の期間は、3年以内とする。

### 4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例（第4条関係）

- (1) 要綱第4条第1号に該当することとなった場合であって、同条第2号又は第3号に該当することとなったときは、同条第1号に規定する期間に同条第2号又は第3号に規定する期間を加重するものとする。
- (2) 要綱第4条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 要綱第3号並びに別表第2第2号、第3号、第9号及び第10号において、「他の公共機関の職員」とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。また、私人であっても、その職務が公共性を持つため特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

### 5 指名停止の通知（第5条関係）

- (1) 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止を解除したときは、第3号様式による指名停止通知書、第4号様式による指名停止期間変更通知書又は第5号様式による指名停止解除通知書により、また関係部局長等に対しては、第6号様式による建設業者指名停止通知書、第7号様式による建設業者指名停止期間変更通知書又は第8号様式による建設業者指名停止解除通知書により通知するものとする。
- (2) 契約担当者は、要綱第1条第2項の規定により指名を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、その旨を第9号様式による指名取消通知書により通知するものとする。

### 6 随意契約の相手方の制限（第6条関係）

指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とする場合のやむを得ない事由は、建設工事の施工方法が特許権に係るものを施工するとき等のほかをもって替え難い場合をいう。

(施行日)

1 この取扱いは、平成17年9月1日から施行する。

(高知県建設工事指名停止等措置要領の取扱いについて及び工事成績不良者又は委託業務成績不良者に対する指名回避の取扱いについての廃止)

2 高知県建設工事指名停止等措置要領の取扱いについて(平成11年1月20日10監第1196号)及び工事成績不良者又は委託業務成績不良者に対する指名回避の取扱いについて(平成17年4月1日17高建管第19号)は、廃止する。

(施行日)

この取扱いは、平成18年5月26日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成18年7月27日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成20年4月11日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成22年8月2日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成24年10月5日から施行する。

(施行期日)

1 この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い別表第2関係の規定は、この施行の日以後の贈賄及び不正行為等に対して適用し、同日前の贈賄及び不正行為等に対しては、適用しない。

(施行日)

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、令和2年4月17日から施行する。

(施行日)

この取扱いは、令和3年6月25日から施行する。

【別表第1関係】（県内において生じた事故等に対する措置基準）

1から4までに掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める期間を指名停止の期間とする。

1 虚偽記載（第1号関係）

- (1) 県発注工事（県、県が出資する公社等の発注する工事をいう。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

- (2) 「認定した日から」とは、当該事実が措置要件に該当すると認められたときとする。以下同じ。

2 過失による粗雑工事（第2号、第3号関係）

- (1) 県発注工事に係る過失による粗雑工事（第2号関係）

県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件（具体例）		期間
工事成績等	工事成績の評定点の合計	
	50点以上60点未満	1月
	50点未満	2月
	委託業務成績の評定点の合計	
	40点以上50点未満	1月
	40点未満	2月
完成検査以降	契約不適合	1月以上3月以内
	重大な契約不適合	4月以上6月以内

(注) 重大な契約不適合とは、原則として建設業法（昭和24年法律第100号）第28条違反等に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

- (2) 一般工事に係る過失による粗雑工事（第3号関係）

県内における工事で県発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間

重大な契約不適合

1 月以上 3 月以内

(注) 重大な契約不適合とは、原則として建設業法（第28条違反など）に基づく監督処分がなされた場合等をいう。

### 3 県発注工事契約違反（第4号関係）

第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

措置要件（具体例）	期間
(完成期限の違反) 1 正当な理由がなく完成期日に完成できなかったとき。	2週間以上1月以内
(その他工事の請負契約違反) 2 その他工事の請負契約の定めに違反したとき。	2週間以上4月以内

### 4 安全管理措置の不適切により生じた工事事務関係（第5号—第8号関係）

#### (1) 県発注工事に係る公衆損害事故（第5号関係）

県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

措置要件（具体例）	期間
(県発注工事の公衆損害事故) 1 安全管理の措置が不適切であったため (1) 公衆に損害を与えたとき。 (2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。 (3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1月 1月 2月以上4月以内
2 当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 公衆に損害を与えたとき。 (2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。 (3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1月以上2月以内 1月以上3月以内 3月以上6月以内

#### (2) 一般工事に係る公衆損害事故（第6号関係）

一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間
(一般工事の公衆損害事故) 当該事故が重大であると認められるとき。	

(1) 公衆に損害を与えたとき。	1月
(2) 公衆に負傷者を生じさせたとき。	1月以上2月以内
(3) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	1月以上3月以内

(3) 県発注工事に係る工事関係者事故（第7号関係）

県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上4月以内

措置要件（具体例）	期間
(県発注工事の工事関係者事故)	
1 安全管理の措置が不適切であったため。	
(1) 工事関係者が負傷したとき。	2週間
(2) 工事関係者が死亡したとき。	2週間以上1月以内
2 当該事故が重大であると認められるとき。	
(1) 工事関係者が負傷したとき。	3週間以上1月以内
(2) 工事関係者が死亡したとき。	1月以上4月以内

(4) 一般工事に係る工事関係者事故（第8号関係）

一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から2週間以上2月以内

措置要件（具体例）	期間
(一般工事の工事関係者事故)	
当該事故が重大であると認められるとき。	
(1) 工事関係者が負傷したとき。	2週間
(2) 工事関係者が死亡したとき。	2週間以上2月以内

(5) 工事事故に関する判断事項（第5号―第8号関係）

ア 県発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

(ア) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合

(イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合

イ 県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(ア)に掲げる場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 発注者において設計図書等で、具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により、当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(イ) 当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知っ

## た場合

ウ 県発注工事における事故について、損害を与え又は負傷者を生じさせたときの判断基準は、おおむね次に掲げるところによる。

(ア) 損害とは、200万円以上の損害をいう。

(イ) 負傷者とは、全治60日以上 of 傷病者をいう。

エ 県発注工事における事故について、当該事故が重大であると認められるときは、安全管理における過失の程度又は事故の大きさにより判断するものとする。

なお、事故の大きさの判断基準は、おおむね損害が500万円以上の場合又は死傷者が2人以上の場合をいう。

オ 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として「当該工事の現場代理人等が、刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合」とする。

【別表第2関係】（贈賄及び不正行為等に対する措置基準）

1 贈賄（第1号－第3号関係）

（1）県職員に対する贈賄（第1号関係）

ア、イ又はウに掲げる者が県の職員（県が出資する公社等の役職員を含む。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）

なお、「代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員」とは、専務取締役以上をいう。

イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）

ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）

逮捕又は公訴の提起を知った日から4月以上28月以内

措置要件（具体例）	期間
（県の職員に対する贈賄） 贈賄で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 7月以上28月以内 6月以上24月以内 4月以上16月以内

（2）県内の他の公共機関の職員に対する贈賄（第2号関係）

ア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 代表役員等

イ 一般役員等

ウ 使用人

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上24月以内

措置要件（具体例）	期間
（県内の他の公共機関の職員に対する贈賄） 贈賄で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6月以上24月以内 4月以上16月以内 2月以上10月以内

（3）県外の他の公共機関の職員に対する贈賄（第3号関係）

ア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- ア 代表役員等
- イ 一般役員等
- ウ 使用人

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上16月以内

措置要件（具体例）	期間
（県外の他の公共機関の職員に対する贈賄） 贈賄で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 4月以上16月以内 3月以上12月以内 2月以上8月以内

## 2 独占禁止法違反（第4号－第6号関係）

### （1）県発注工事における独占禁止法違反（第4号関係）

県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から6月以上24月以内

### （2）県内における独占禁止法違反（第5号関係）

県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から5月以上20月以内

### （3）県外における独占禁止法違反（第6号関係）

県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上16月以内

### （4）指名停止措置を行う時期

ア 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号、第5号及び第6号関係）は、（ア）から（エ）までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

（ア）排除措置命令

（イ）課徴金納付命令

（ウ）刑事告発

（エ）有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

イ 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ウ 別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

(5) 業務(第5号、第6号関係)とは、個人の私生活上の行為以外であって有資格業者の業務全般をいう。

### 3 競売入札妨害又は談合罪(第7号―第10号関係)

(1) 県発注工事に関する違反(代表役員等)(第7号関係)

県発注工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から7月以上28月以内

(2) 県発注工事に関する違反(一般役員等又は使用人)(第8号関係)

県発注工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から4月以上24月以内

(3) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関する違反(代表役員等)(第9号関係)

他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴の提起を知った日から5月以上24月以内

(4) 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関する違反(一般役員等又は使用人)(第10号関係)

次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 県内の他の公共機関の職員

逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上20月以内

イ 県外の他の公共機関の職員

逮捕又は公訴の提起を知った日から2月以上16月以内

### 4 暴力団排除(第11号―第18号関係)

ア 暴力団員又は暴力団準構成員と認められるとき(第11号関係)

代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は

暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。

当該認定をした日から12月以上24月以内

イ 暴力団関係者を使用したとき（第12号関係）

役員等が業務に関し、暴力団員又は暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

当該認定をした日から6月以上18月以内

ウ 暴力団関係者を雇用しているとき（第13号関係）

当該認定をした日から1月以上6月以内

エ 暴力団又は暴力団関係者に対して財産上の利益を与えたとき（第14号関係）

役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

オ 暴力団又は暴力団関係者と関係を有していると認められたとき（第15号関係）

役員等が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員となる等、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

カ 暴力団又は暴力団関係者が関与している法人等を利用していると認められたとき（第16号関係）

役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。

当該認定をした日から4月以上18月以内

キ 県発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者が関与している法人等を利用していると認められたとき（第17号関係）

県発注工事に関し、役員等又は使用人が暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められるとき。

当該認定をした日から6月以上18月以内

ク 県発注工事に関し、不当介入の報告を怠ったとき（第18号関係）

県発注工事に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けながら、県への報告を怠ったとき。

当該認定をした日から1月以上6月以内

5 建設業法違反行為（第19号、第20号関係）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、建設業法違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分（他の法令違反での監督処分は除く。）を受けたとき（知事が軽微なものと判断した場合を除く。）。

（1）県発注工事に関する建設業法違反（第19号関係）

県発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から2月以上14月以内

措置要件（具体例）	期間
1 県発注工事に関して、建設業法違反で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 3月以上14月以内 2月以上9月以内 2月以上5月以内
2 県発注工事に関して、建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたとき。 （1）指示処分を受けたとき。 （2）営業停止処分を受けたとき。	2月以上9月以内 3月以上14月以内

（2）県発注工事以外に関する建設業法違反（第20号関係）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第19号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から1月以上14月以内

措置要件（具体例）	期間
1 建設業法違反で逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 3月以上14月以内 2月以上9月以内 1月以上5月以内
2 建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたとき。 （1）県内工事において指示処分を受けたとき。 （2）営業停止処分を受けたとき。	1月以上9月以内 1月以上14月以内

6 不正又は不誠実な行為（第21号－第23号関係）

（1）業務に関し不正又は不誠実な行為（第21号関係）

別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上14月以内

ア 第21号において業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の表の場合をいうものとする。

イ 業務とは、個人の私生活上の行為以外であって有資格業者の業務全般をいう。

措置要件（具体例）	期間
<p>（業務に関して不正又は不誠実な行為）</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 （例）刑法（明治40年法律第45号）、商法（明治32年法律第48号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、測量法（昭和24年法律第188号）、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）等</p> <p>2 県発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>3 県発注工事に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11に掲げる事項に該当する場合</p> <p>（1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>（4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者</p>	<p>当該認定をした日から1月以上14月以内</p> <p>2月以上14月以内</p> <p>3月以上14月以内</p> <p>1月以上14月以内</p> <p>2月以上9月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者	2月以上9月以内
(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者	1月以上5月以内
4 県発注工事に関して、低入札価格調査制度における審査会の審査の結果、低入札価格調査制度事務処理要領第7の1に該当し失格となった場合	2月
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく行政処分を受けた場合	1月以上9月以内
6 県発注工事に関して、入札等の情報を不正に聞きだそうとするなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合 例 「公正な入札・契約の実施について（平成25年3月27日付け24高建管第1333号）」においてとりまとめた違法行為及び公表対象となる「働きかけ」等	1月以上14月以内
7 談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合	1月以上4月以内
8 その他業務に関し、不正又は不誠実な行為等があり、その事実により社会的に重大な影響を及ぼしたと認められるとき。	1月以上14月以内

(2) 第22号、第23号は「業務に関する」場合以外において、代表役員等が反社会性の強い犯罪や破廉恥な行為を行った場合に、契約の相手方として不適当とするもの。

ア 代表役員等の交通違反（第22号関係）

代表役員等が飲酒運転又は無免許運転により逮捕又は検挙されたとき及び交通違反により発生した事故が重大であるとき。

当該認定をした日から1月以上3月以内

措置要件（具体例）	期間
(1) 飲酒運転又は無免許運転により逮捕又は検挙されたとき。	2月
(2) 飲酒運転又は無免許運転により人身事故を起こしたとき。	1月以上3月以内
(3) 上記以外の交通違反により、発生した事故が重大であると認められるとき。	2月

イ 刑法犯罪（第23号関係）

別表第1及び別表第2の前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から1月以上14月以内

措置要件（具体例）	期間
（代表役員等の刑法違反） （1）死刑、懲役又は禁錮の刑の容疑により公訴を提起されたとき。	1月以上14月以内
（2）死刑、懲役若しくは禁錮の刑又は刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	1月以上14月以内

（例）①傷害罪 ②詐欺罪 ③背任罪 ④恐喝罪 ⑤売春防止法違反 ⑥覚醒剤取締法違反  
⑦公職選挙法違反 ⑧賭博罪 ⑨脱税（告発された場合） 等